那須塩原市提案型ネーミングライツ制度実施要領

１　ネーミングライツ制度実施の目的

市有財産の有効活用により自主財源の確保を図り、公共施設の維持管理費用に活用するため、公共施設等に愛称を命名する権利（ネーミングライツ）を取得する法人その他の団体（パートナー）を募集します。

２　対象施設

別紙一覧表のとおりです。

３　ネーミングライツパートナーの応募資格

法人その他の団体です。市内に所在地や住所を有するかは問いませんが、個人は対象外です。ただし、次の要件に該当する場合は、法人その他の団体であっても応募できません。

⑴　地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４の規定に該当する者
⑵　清算手続中、会社更生法（令和４年法律第４８号）の規定による更生手続中若しくは民事再生法（平成１１年法律第２２５号）の規定による民事再生手続中の者又は破産手続開始決定を受けて復権を得ない者
⑶　市税を滞納している者
⑷　市から指名停止の措置を受けている期間中の者
⑸　那須塩原市暴力団排除条例（平成２４年那須塩原市条例第３号）に規定する暴力団及び密接関係者
⑹　那須塩原市広告事業掲載基準第３条の規定に該当する者

※ネーミングライツパートナー契約締結後に上記の対象外要件に該当した場合や、該当することが判明した場合は、市の一切の負担なく契約を一方的に破棄することがあります。

４　提案型ネーミングライツ制度の概要

市は、ネーミングライツの取得を希望する法人その他の団体から対象施設や募集条件の提案を受け、その提案内容を踏まえた公募を行い、ネーミングライツを譲渡する方式です。

５　提案型ネーミングライツ制度の流れ

≪第１段階：提案の募集≫

【市】
▶対象施設等をリストアップし、ＨＰ等で随時募集

≪第２段階：提案の応募≫

【事業者】
▶ネーミングライツを実施したい施設を選び、市に対して「那須塩原市ネーミングライツ提案書」を提出

※同じ施設に複数の事業者から提案があった場合は、先に提案書の提出があった事業者を提案者とします。

≪第３段階：提案の受付・審査（おおむね１か月程度）≫

【市】
▶那須塩原市広告事業実施要綱第４条に規定する広告掲載の基準（下記参照）を参考にし、対象の公共施設等への愛称付与の妥当性や、本市財政への貢献度合い等を勘案し、愛称付与の実施の可否について判断

（基準）

①法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの
②公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの
③人権侵害となるもの又はそのおそれがあるもの
④誇大表示、不当表示その他表現方法が不適切であると認められるもの
⑤政治的活動又は宗教的活動に関するもの
⑥個人の氏名を広告するもの
⑦美観風致を害するおそれがあるもの
⑧社会問題についての主義主張
⑨その他広告を掲載することが適当でないと市長が認めるもの

▶実施可の場合は、提案者に対して、今後、公募の手続に入る旨を通知
▶実施不可の場合は、提案者に対してその理由と共に通知

≪第４段階：ネーミングライツパートナーの公募（おおむね１か月程度）≫

【市】
▶提案内容を参考に公募条件を作成し、ネーミングライツパートナーをＨＰ等で広く募集（※提案内容は参考としますので、必ずしも提案と同内容の公募条件(価格、期間等)になるとは限りません。）

≪第５段階：ネーミングライツパートナーの応募≫

【事業者】
▶公募条件に示された必要書類を調製し、市に対して提出（※提案者が応募者となる場合、公募時の応募内容は、提案時の内容から変更があっても差し支えありません。）

≪第６段階：応募者の受付・審査（おおむね２週間程度）≫

【市】
▶公募条件を満たしている応募者を審査
▶審査は、「愛称」、「対価等の内容」、「期間」、「地域貢献度」等の応募内容を総合的に判断し、ネーミングライツパートナーとして選定
▶第２段階の提案者が応募者となった場合は、特段の判断項目を設けて加点

≪第７段階：契約の締結≫

【市】【事業者様】
▶市は、選定したネーミングライツパートナーと契約を締結

６　提案書の提出方法

（１）提出期間
開庁時間内（トワイライトサービス時間を除く）であれば、随時受付します。

（２）必要書類
那須塩原市ネーミングライツ提案書１部

（３）提出方法
窓口に持参又は郵送

（４）提出先及び問合せ先
〒325-8501　栃木県那須塩原市共墾社 108-2
那須塩原市企画部企画政策課
TEL:0287-62-7315
e-mail:kikakuseisaku@city.nasushiobara.tochigi.jp

7　ネーミングライツパートナーの応募方法

公募の対象とする施設により異なります。詳しくは、公募を実施する場合に公表する条件等を御確認ください。